平成２６年（フ）第１８６号
盛岡市玉山区下田字石羽根99番地902　玉寿荘
債務者　岩崎　ナツ
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３号
群馬県沼田市横塚町878番地１　ラ・ベルビー鈴木Ｇ号
債務者　星野　勝広
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
神奈川県秦野市室町８番34号
債務者　柏木　　智
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５号
岐阜県土岐市下石町1648番地の10
債務者　磯村　裕樹
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６２９号
京都市伏見区竹田真幡木町163番地　ハイツ雅303
債務者　Ｐｅｃｈｅ　Ｄｅｒｒｉｅｒｅこと
田中　晃子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
長野市信州新町里穂刈４番地５　202
債務者　武内　聖司
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
北海道苫小牧市澄川町４丁目８番８号
債務者　沓沢　智恵（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３５４号
仙台市宮城野区田子１丁目13番15号　メゾンあいＡ棟202
債務者　高橋　良弘
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
仙台市宮城野区岩切字今市89番地の３　ＬＵＮＡ・ＳＥＡ１―201、従前の住所仙台市宮城野区福室５―７―３　ハイツかみまち101
債務者　大島　弘美
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
仙台市青葉区宮町４丁目６番29号
債務者　上澤　　弘
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７８９号
名古屋市守山区幸心２丁目646番地の７
債務者　大園由加利
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２０号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟1004号
債務者　野澤由美子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４０号
愛知県春日井市堀ノ内町２丁目12番地５、住民票上の住所愛知県春日井市美濃町３丁目20番地17
債務者　福元定子こと　李　　定子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４１号
愛知県知多市西巽が丘２丁目20番地の１　ラビドール巽Ｃ―202
債務者　鈴木　眞人
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１１号
愛知県春日井市鳥居松町１―139　太田ハイム204号、住民票上の住所愛知県春日井市美濃町３丁目20番地17
債務者　福元　哲哉
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３４号
名古屋市中区大須１丁目24番33号　ノヴェル大須201号
債務者　伊藤　達宏
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００８号
名古屋市中村区太閤通６丁目14番地　アレアイーストコート中村206号
債務者　川上　重則
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部